

令和2年2月教育委員会定例会 会議議事録

- 1 招集年月日 令和2年2月13日（木）午前9時
- 2 招集場所 第3委員会室
- 3 出席者 教育長 大場 健哉
教育長職務代理者 遠藤 一幸
二番委員 高橋 明子
三番委員 荒明 美恵子
四番委員 大森 佳彦
- 4 出席職員 教育部長 江花 一治
教育部参事 佐藤 健志
教育総務課長 大瀧 浩信
学校教育課長 五十嵐 博也
生涯学習課長 田部 一
中央公民館長 栗城 由紀
教育総務課長補佐 佐藤 裕市
学校教育課長補佐 佐藤 茂雄
生涯学習課長補佐 田中 勲
生涯学習課長補佐 高橋 淳
文化課長補佐 鈴木 美智子
中央公民館長補佐 佐藤 誠
- 5 閉 会 午後0時19分

教育長 おはようございます。
全員おそろいになりましたので、令和2年2月の教育委員会の定例会のほうを開催いたします。
開会時刻ですが、午前9時ちょうどということでお願いいたします。
続いて、会期の決定であります。会期につきましては本日1日ということよろしいでしょうか。
<異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしということですので、会期は本日1日といたします。
続いて、書記の指名に移ります。書記につきましては、教育総務課の課長補佐の佐藤裕市を指名したいと思います。よろしいでしょうか。
<異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしということですので、教育総務課の佐藤裕市課長補佐、よろしくをお願いいたします。
続いて4番の会議録の承認に移ります。
お手元に令和元年12月教育委員会定例会の議事録が行っていると思いますが、この内容等について何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。
<異議なしの声あり>

教育長 それでは、異議なしということですので、会議録については承認されました。

教育長 それでは、5番の報告事項に移ります。(1)と(2)があるわけなんです。この内容等について加除訂正がありましたら、お願いいたします。

教育総務課長 特に訂正等ございませんので、よろしくをお願いいたします。

教育長 特にないということでございますので、最初に(1)の行事等の報告、ここに移ります。それでは、説明を求めます。

教育総務課長 それでは、行事等の報告をさせていただきますので、1ページをお開き願います。
前回1月の定例会の開催日の1月9日から昨日までの行事等につきまして記載のとおり、5件でございました。日時、行事名、開催場所、出席いただいた皆様についても記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。
以上でございます。よろしくをお願いいたします。

教育長 今行事等の報告ということで説明がありましたが、ここについ

て何かありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしということですので、(1)についてはこの程度とします。

続いて、教育長の報告で最初に報告第17号共催及び後援の承認についてを取り上げますので、説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、報告第17号について説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

喜多方市教育委員会の共催及び後援の承認申請につきまして1月の定例会以降、共催を2件、後援を7件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。

なお、使用名義は喜多方市教育委員会でございます。

それぞれの内容につきましては各所管課から説明をさせていただきます。

学校教育課長

それでは、3ページをお開きください。

まず、4番目になります。事業名が、瓜生岩子刀自読書感想文・絵てがみコンクール、開催日以降は記載のとおりになります。これは、市内の小学校に通う5年生を対象に行われて、2月15日に表彰式が開催される予定ということです。

次に、4ページお開きください。9番目、第52回全国保育団体合同研究集会、開催日以降は記載のとおりになりますが、これは全国の保育者、保護者、研究者など保育、子育て関係者が集い、保育子育ての現状や、保育実践を交流し、学び合いながらよりよい保育教育の内容と方法を創造することを目的に開催されるものです。

学校教育課は以上です。

生涯学習課長

3ページにお戻りください。生涯学習課所管の共催2件、後援4件についてご報告を申し上げます。なお、事業名から内容がご推察いただけると思うものにつきましては、説明を省略させていただきます。

共催の1番、事業名の1番、事業名が喜多方市ホストタウン交流事業「パラスポーツ体験交流会」でございます。これは、2016リオデジャネイロパラリンピックのボート日本代表駒崎 茂選手と車椅子卓球の日本代表吉田信一選手をお招きいたしまして、ボッチャや車椅子卓球などの体験交流などを行ったものでござ

います。参加者は178名でございました。開催日以下記載のとおりでございます。

共催の2番目、第58回会津熱塩三ノ倉スキー大会につきましては、開催日以下記載のとおりでございます。

次に、後援でございます。後援の3番、事業名がふわRIN子育てかふえでございますが、これは乳幼児期から高校生までの子を持つ親に子育て世代の親同士の意見交換の場を提供し、和やかで明るい家庭と地域社会づくりに貢献することを目的に開催がなされているものでございます。なお、内容では講師の講演もございまして、講師が一般社団法人倫理研究所渉外局の方で演題が子育ての悩み開放しませんかという演題での講演もあったところでございます。開催日以下記載のとおりでございます。

次に、後援の5番目、事業名が福島県立喜多方高等学校音楽部第5回スプリングコンサートでございますが、開催日以下につきましては記載のとおりでございます。

次ページをお願いいたします。後援6番、事業名が若者による観光案内ガイド「さくらメイト2020」養成講座でございます。これは、高校生、大学生を対象とした若者観光ガイドさくらメイトを養成いたしまして、地域への愛着と誇りを醸成し、市民活動やまちづくりに積極的に参加する人材の育成、また観光客の満足度の向上、本市の活性化を目指すために行われているものでございます。内容は、今回で2回目の開催でございますが、1回目は平成31年3月に開催をいたしました。そのときには、講座の受講者は15人いたそうございまして、高校生11人、テクノカレッジ4人が全員さくらメイトとなりまして、桜まつりのときに観光客の案内の対応をしたというようなことでございます。なお、後援の申請は今回が初めての提出でございます。

次に、後援の7番、大相撲あいづ場所でございます。これは、国技である大相撲の普及と青少年の育成を目的に巡業を行っているものでございます。力士、親方を含めて約280人が会津に来るということでございます。開催日以下記載のとおりでございます。

以上です。

文化課長補佐

文化課からは、後援1件申し上げます。ナンバー8になります。新島八重遺墨展になります。こちらにつきましては、新島八重とその兄山本覚馬の手紙などを展示公開することにより、偉人の人柄などを知っていただくことを目的に開催されるものでありま

す。開催日は、5月25日から6月30日まで、会場は会津若松市にあります大龍寺本堂及びてくの坊、てくの坊とは展示室の名称でございます。申請日、申請者以下については、記載のとおりであります。

以上です。

教育長

ありがとうございました。今事務局より共催2件、後援7件について説明がありましたが、ここに対しまして何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

では異議なしということですので、報告第17号についてはこの程度といたします。

続いて、報告18号に移ります。令和元年度生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針についてということで、説明を求めます。

生涯学習課長

5ページをお願いいたします。

報告第18号令和元年度生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針についてでございますが、令和元年度の生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針につきまして下記のとおり策定しましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。

1のこの方針別紙のとおりでございます。2の策定年月日につきましては令和2年1月16日でございます。なお、別紙の中でA3版横長の表がございます。これにつきましては、生涯学習スポーツの事業体系のたたき台でございますが、この表につきましては令和3年度以降さらに重点施策に対する取り組みの方向性や新たな事業の方向性につきまして、社会教育委員の皆様、また教育委員の皆様からご意見等をちょうだいしながら、検討を進めてまいりたいということをつけさせていただいたものでございます。

以上報告を申し上げます。

教育長

今報告ありましたが、この内容等についてご意見、ご質問ありましたらお願いをいたします。よろしいですか。なお、こちらの横長の部分は、目を通しておいていただければ助かりますのでよろしくをお願いいたします。

では、報告第18号はこの程度といたします。

以上で報告事項を終わります。

教育長 続いて、6番の審議事項のほうに移ります。
内容に入ります前に、事務局から加筆訂正等ありましたら、お願いいたします。

教育総務課長 加筆訂正等ございませんので、よろしくをお願いいたします。
教育長 では、特にないということですので、では正副議長説明が入りましたので、教育総務課長は退席します。かわりに補佐のほうから説明というふうになります。

教育長 それでは、議案の第39号に移ります。
令和2年度喜多方市一般会計当初予算についてということで、事務局より説明を求めます。

総務課長補佐 それでは、6ページをお開きください。
議案第39号令和2年度喜多方市一般会計当初予算についてご説明させていただきます。
まず、教育総務課からご説明いたしますので、7ページをお開き願います。
はじめに、歳入でございますが、教育使用料から教育寄附金までは記載のとおりであります。
教育振興基金繰入金1,989万4,000円につきましては、学校備品購入等のため一般会計に繰り入れ教育総務課と学校教育課の歳出予算に計上させていただいております。
篤志奨学金貸付金5,000万4,000円につきましては、議案第41号で説明させていただきますが、条例を改正し基金の原資5,000万4,000円を減額して一般会計に繰り入れ、後ほど歳出で説明いたしますが、教育振興基金に積み立て、教育振興に有効に活用したいとするものでございます。教育貸付金元利と雑入につきましても、積算基礎に記載のとおりでございます。
次ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。
歳入でございます。まず教育委員会運営経費237万4,000円の計上につきましては、委員の皆様の報酬や費用弁償などの計上でございます。
続きまして、教育委員会事務局関係の1億2,000万円の計上につきましては、教育委員会事務局の本庁各総合支所関係で使用する消耗品等やスクールバス運行業務委託料の経費の計上でございます。主なものが9ページの委託料でスクールバス運行業務として喜多方、塩川、山都、高郷地区のスクールバス運行業務委託料、それから、PCB廃棄物運搬処理業務委託料は、これまで学校等に設置されておりましたPCBを含む機器について適切に

処理するための計上でございます。

次に、積立金でございますが、教育振興基金積立金、教育振興積立金の預金利子と先ほど歳入で説明させていただいたように篤志奨学金資金貸付金からの一般会計の繰り入れた分を教育振興基金に積み立てるための計上でございます。

次に、育英経費5万円につきましては、奨学生資格選考委員会を開催するための経費でございます。

次に、学校管理経費、小学校管理経費2億6,800万円につきましては、小学校事務のほうの消耗品費や、光熱水費、学校用務員の委託料、コピー機やエアコンのリース料、工事請負費等の計上です。主なものは10ページをお願いします。下から3段目測量調査設計委託料の塩川小学校特別支援学級用教室増設工事設計業務委託料でございますが、塩川小学校におきましては、平成30年から特別支援学級の増設がありまして、2学級から3学級になり、今年度は1教室が北側の相談室を使用している現状であることから、よりよい環境を整備するとともに、今後の特別支援学級児童数の増加に備えるため、教室を設置するもので、令和2年度に実施設計、令和3年度に提供する予定でございます。

次に、11ページをお開き願います。

工事請負費の小学校トイレ洋式化改修事業でございますが、平成28年度から30年度にかけて、校舎各階の男女トイレそれぞれを最低1カ所洋式化に整備しているところでございますが、学校によっては洋式トイレに児童が集中して行列ができるなどの実態があることから、らなる洋式化を進めるものでございます。

次に、児童参加費負担軽減対策経費71万1,000円につきましては、教育活動として音楽祭等に参加する場合の経費でございます。

次に、中学校管理経費1億3,653万4,000円につきましても、中学校7校の消耗品費や光熱水費や学校用務員の委託料、に要する経費の計上でございます。

主なものは12ページをお開き願います。4段目の工事請負費中学校外壁劣化部改修事業でございますが、老朽化により外壁の劣化が著しい第一中学校、第三中学校の改修を行うものでございます。

次に、生徒参加費負担軽減対策経費1,106万7,000円につきましては、中体連や音楽祭に参加するための経費を計上するものでございます。

次に、厚生会館管理経費892万9,000円につきましては、厚生会館の維持管理費に要する経費の計上で、主なものは指定管理者に対する経費の計上でございます。

つぎに、入田付地区活性化センター管理経費143万6,000円につきましては、活性化センターの維持管理費の計上で、主なものは機械警備委託料、管理業務委託料などの各種経費でございます。

教育総務課合計で5億4,910万2,000円です。

教育総務課については以上でございます。

学校教育課長

続きまして、13ページごらんください。学校教育課分になります。

まず、歳入、民生費国庫補助金783万6,000円につきましては、幼児教育無償化に伴う塩川幼稚園分に該当するものになります。

その下の教育費国庫補助金、これは特別支援教育修学奨励費補助金、小学校中学校分となります。

それから、その下に行きまして歳出になります。次のページをお開きください。

心身障がい児就学指導経費、次のページに続くんですが、非常勤職員の報酬、2,328万5,000円につきましては、学校生活支援員3名新たに追加ということと、会計年度によるものになります。

それから、その下の義務教育運営経費、需用費、消耗品費につきましては3,866万9,000円、これは小学校の教科書採択がえに伴う教師用の教科書と指導書になります。

その下役務費、通信運搬費、これはLTE通信費、市の総合戦略の小中学校ICT教育推進事業、これは中期財政計画でもあるんですが、その通信費になります。

次のページの使用料及び賃借料、校務用パソコン及びハードディスクリース料、タブレット端末リース料、これのタブレット端末につきましては、ICT教育推進に伴いましてまずは教師を、デジタル教材などもこの後申し上げますけれども、その活用を促進するために教師用として各学年1台配置するものでございます。

その下備品購入費、庁用備品費2,862万9,000円は小中学校教材・器具・図書管理備品と、教科書採択がえに伴う教科用デジタル教材の購入に充てるものになります。

次のページ行きます。指導推進経費で、3つ目のイングリッシュサポーターの謝礼、これは新規事業になりますが、今ALTが6名配置しておりますが、さらにイングリッシュサポーター、地域

の英語の堪能な方々を募集しまして、小学校の英語の授業に入っ
ていただくと、サポートしていただくというものでございます。
それから、喜多方フリースクール指導員報償につきましても、こ
れも新規事業で不登校対応、居場所づくりということで、フリー
スクールを開設してその指導員の報償になります。

それから、次のページ、小学校コンピュータ教育経費の委託料
につきましては、プログラミング教育用フリーソフトの業務委
託、これはフリーソフトがありますが、それを新たに組み入れる
ための業務委託になります。

次のページですが、中学校コンピュータ教育経費の使用料及び
賃借料でパソコンリース料になりますが、これも中学校のパソコ
ン入れかえに伴う経費になります。

それから、その下、幼稚園運営経費、これは私立幼稚園運営費
補助金になります。来年度は塩川幼稚園が対象となります。

それから、その下の園児保護者負担軽減経費の一番下の扶助
費、これは施設利用費等無償化に伴う扶助ということで1,570万
8,000円になります。これは補助金学校給食経費の補助金にな
りますが、9,230万4,000円、小中学校学校給食費負担軽減事業の補
助金に充てるものになります。

学校教育課は以上でございます。

生涯学習課長

20ページをお願いいたします。

生涯学習課所管の当初予算のまず歳入でございます。

教育使用料、保健体育使用料200万5,000円につきましては、記
載の施設の使用料でございます。

次の教育費県補助金50万円でございますが、東京2020オリンピ
ックパラリンピック開催準備事業補助金でございまして、ホスト
タウン交流事業に係るパブリックビューイングを実施する場合
の補助金補助率2分の1の計上でございます。

教育費委託金229万5,000円は県営荻野漕艇場の県からの委託
金でございます。

利子および配当金2,000円は記載の基金利子でございます。

総合体育施設整備基金繰入金89万6,000円につきましては、押
切川公園体育館の卓球台の購入経費2分の1相当額の繰り入れ
でございます。

スポーツ振興基金繰入金225万7,000円につきましては、全国市
町村交流レガッタ大会関係の経費の2分の1の繰り入れ、また蔵
のまち喜多方健康マラソン大会ジュニアアスリート賞の繰り入

れでございます。

雑入71万6,000円につきましては、押切川スポーツ施設の自動販売機の電気料など記載の内容でございます。

歳入合計が867万1,000円でございます。

21ページをお願いいたします。歳出ご説明申し上げます。

まず生涯学習諸費218万5,000円でございますが、この事業費目には、社会教育委員や人づくりの指針の啓発、その他生涯学習社会教育の推進に係る事務経費などを計上してございます。

主なものは報酬で、社会教育委員の報酬や費用弁償でございます。

次に、生涯学習施設管理経費1,614万4,000円の計上でございますが、ここには公民館14館分の施設管理経費や図書館、勤労青少年ホーム、体育センター、また岩月夢想館やカイギュウランドたかさとの施設管理に係る経費を計上しているところでございます。

主なものは、需用費修繕料のうち、豊川公民館のホール天井照明の修繕で206万8,000円、また委託料関係で1,123万2,000円計上してございますが、施設の機械警備や消防設備の点検、浄化槽設備の点検の経費などでございます。

次に、青少年育成健全経費、成人式63万4,575円と書いてありますが、これミスプリでございました。なお、例年社会教育経費で成人式の経費を計上してございましたが、令和2年度からこの青少年健全育成経費のほうに組みかえて計上をしているところでございます。計上額1,100万4,000円でございます。主なものについて申し上げますと、22ページをお願いいたします。

21ページでございますが、工事請負費でございまして、熱塩加納青少年研修センターの黒岩部園とわらび学園の解体経費などでございます。

済みません、ミスプリントございました、21ページにお戻りいただきたいと思っております。

21ページの一番上の積算基礎の中に社会教育委員の報酬17人掛ける6,000円掛ける6回で612円となつてございますが、61万2,000円の誤りでございました。大変申しわけございませんでした。

22ページにお戻りください。

スポーツ振興経費でございます。ここには各種スポーツイベントへの補助金や喜多方市体育協会やスポーツ少年団の支援、全国

県大会への出場の助成、その他スポーツ推進委員の報酬やスポーツ振興に係る事務経費などを計上してございまして、3,309万4,000円の計上でございます。主なものは報酬で、スポーツ推進委員さんの報酬243万円の計上と、負担金補助及び交付金の補助金で2,973万2,000円でございますが、喜多方市体育協会の補助金などがございます。

次に、ボートのまちづくり振興経費581万円の計上でございますが、主なものは旅費、費用弁償で126万4,000円、これには全国市町村交流レガッタ大会の選手派遣の費用弁償37人分が含まれているところでございます。なお、令和元年度までは全国市町村交流レガッタ大会の経費につきましては、事業名を別にして計上しておりましたが、令和2年度からはボートのまちづくり振興経費に組みかえて予算計上しているところでございます。

23ページお願いいたします。

委託料でございますが、286万2,000円、これにつきましても全国市町村交流レガッタ大会の選手の参加のための委託料でございます。

ホストタウン推進経費2,004万9,000円の計上でございます。主なものは、委託料で1,466万3,000円でございますが、その内容は米国ボート協会の選手や関係者の方をお招きする業務委託経費、あとウイルソンビル関係の方々をお招きする業務委託料の経費、あとはパブリックビューイングの実施経費など、記載の内容となっております。

次に、市民プール管理経費でございますが、ここからは施設の維持管理に係る経費の計上となっております。市民プール管理経費1,113万9,000円から25ページの学校開放経費までにつきましては、それぞれ各施設の指定管理の委託料や消防設備の保守点検急破修繕などを計上しているものでございまして、記載の内容のとおりとなっております。

歳出合計1億8,346万5,000円の計上でございます。

以上です。

文化課長補佐

それでは、文化課所管分申し上げますので、26ページをお開きください。

まず、歳入になりますが教育費国庫補助金といたしまして、4,454万8,000円、こちらにつきましては埋蔵文化財発掘調査補助金、伝統的建造物の保存地区保存事業補助金、それから3番目にあります絵文化芸術振興費補助金、この3番目についてが新たな

ものになりますが、過日開催いたしました定例教育委員会で文化財保存活用地域計画、それから文化芸術推進基本計画、この策定につきましてご説明申し上げたところでございます。この2つの計画を令和2年度から4年度の3カ年で策定をすることを計画しておりまして、その国庫補助として見込んだものでございます。

その下、教育費補助金につきましては、駒形地区発掘調査に係る県の委託金でございます。

その下の下、文化振興基金繰入金につきましては、記載の3つの事業に繰り入れをしたいとするものであります。

繰入につきましては、市史の販売費など記載のとおりでございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

まず、文化振興諸費1,081万2,000円の計上でございます。こちら主なものといたしましては、文化芸術創造都市推進事業費及び将棋普及実行委員会への負担金この2つが主なものでございます。そのうち文化芸術想像都市推進制事業についてご説明いたしますので、本日机の上にお配りをさせていただきましたカラー刷りの横長の2枚ホチキスでとめた用紙、きたかた会津型ミュージアムと書いてある横長の用紙をごらんいただきたいと思います。

こちらが令和2年度に取り組みたいとしている事業でございます。こちらの文化芸術想像都市推進制事業の暫定的な方向性といたしまして、過日開催の定例教育委員会でご説明申し上げました。その方向性に基づく事業といたしまして、令和2年度はきたかた会津型ミュージアムと題しまして、県の文化財に指定されております喜多方の染型紙である会津型をメインに事業展開したいと考えております。

具体的にはその次のページをごらんいただきたいんですけども、いくつか事業のイメージとして載せておきました。名刺づくりですとか、ランプシェードづくり、これは会津型の形が浮き出るようなランプシェード、それから下の2つはエコバッグづくりということで、いずれも体験になるんですけども、このような体験のほかにもまた前のページにお戻りいただきたいんですけども、広報誌に紹介をすることですとか、それから中ほどにありますけれども、市内の商店街のほうに会津型のパネルを作成して設置を依頼しまして、町なかに会津型を取り入れることで、市民の目に触れる機会をふやすなどによりまして、より文化財を

身近に感じていただく取り組みとして、事業展開してまいりたいと考えております。こちらの事業費でございますが、合計で32万9,000円でございます。

また資料にお戻りいただきたいんですけれども、将棋普及実行委員会の負担金でございまして、27ページの上の負担金のところになります。756万円でございます。こちらにつきましては、令和2年度の将棋の日の開催に係る実行委員会への負担金でございますけれども、将棋の日の開催日についてお知らせをいたします。将棋の日ですが、令和2年の11月の7日土曜日、8日日曜日の2日間、喜多方プラザで開催することが決定されました。内容でございますが、まだ未定の部分はございますけれども、喜多方きらり杯将棋大会、また初心者将棋教室、プロ棋士による指導対局、またNHKの公開対局などを予定しており、棋士は大体20名程度と想定されるところでございます。詳細については、今後実行委員会のほうで決めていきたいと考えております。

続きまして、27ページの市史経費でございます。市史経費27万4,000円についてでございますが、こちらは喜多方市史等の収集資料整理に係る費用の計上でございます。

次に、美術館運営経費5,718万7000円の計上でありますけれども、こちらは美術館の指定管理料を初めとしまして、美術館の運営に係る費用の計上でございます。

次に、28ページをお開きください。

文化財保護経費5,429万9,000円の計上でございます。こちらは、指定文化財の保存に要する経費ですとか、伝統的建造物群保存地区保存事業に要する経費などの計上でありまして、そのほかに先ほど歳入でも申し上げましたが、文化財保存地域活用地域計画等の計画の策定に要する経費についても計上してございます。主なものとしたしまして、29ページの上、補助金の一番下のところに伝統的建造物の保存地区保存事業補助金ということで、3,658万1,000円の記載がございますが、こちら4件分の補助金の合計額でございます。なお、この文化財保護経費の中で伝統的建造物群保存地区のこちらの事業には4,464万1,000円で、文化財保存活用地域計画等計画策定に係る経費といたしまして441万5,000円の計上をしてございます。

続きまして、埋蔵文化財発掘調査経費でございます。こちらにつきましては、市内の諏訪の宮遺跡そちらの試掘調査に要する費用の計上でございます。調査補助員1名、発掘作業員10名にかか

る費用、その他発掘に要する費用の計上でございます。

30ページをお開きください。

次に、埋蔵文化財発掘調査受託経費 2億7,023万2,000円の計上でございます。こちらにつきましては、駒形第三地区発掘調査に要する費用の計上でありまして、直営の部分と委託の部分の合計額でございます。調査員と調査補助員合わせて3名雇用予定しており、また発掘調査員14名の雇用に係る等の経費の計上となっております。

次に、30ページの下になりますが、郷土民族施設管理経費163万8,000円の計上についてであります。市内6カ所の郷土民族館に係る管理経費の計上であります。

以上です。

中央公民館長

私からは、中央公民館分の当初予算をご説明申し上げますので、32ページお開きください。

まず、歳入でございますが、民生使用料12万1,000円、教育使用料64万6,000円につきましては、記載の各施設の使用料となっております。

雑入53万6,000円につきましては、記載のとおりです。

歳出に移ります。

社会教育推進経費2,336万2,000円につきましては、人づくりの推進事業及びカイギュウランドたかさと、夢想館、勤労青少年ホームの管理運営に係る経費となっております。

続きまして、喜多方プラザ管理経費8,490万円につきましては、まず工事請負費は今年度は大ホールのワイヤレスマイクシステム更新工事及び負担金の広域市町村圏組合負担金喜多方プラザ分となっております。

公民館運営経費 1億4,883万8,000円につきましては、まず報酬でございますが、委員等報酬でございます。次の非常勤職員報酬でございますが、これにつきましては公民館長及び社会教育指導員の報酬ほか塩川、山都、高郷の管理に係る7名分の報酬となっております。今回社会教育指導員につきましては、今年度までは社会教育推進経費で予算化しておりましたが、来年度からは公民館の職員分全てをこちらのほうにまとめております。及び公民館の講座及び公民館の管理運営に係る経費の計上となっております。

続きまして、図書館運営経費5,686万8,000円につきましては、図書館協議会などの運営のほか、図書館の指定管理委託料、下か

ら2番目になりますが5,642万2,000円の計上が主なものとなっております。

以上です。

教育長 説明終わったところでありますが、時間かなりたちましたので、40分まで休憩といたします。

教育長 では、再開いたします。

なお、大森委員は用事があったので退席しましたのでご了解願います。

教育長 それでは、先ほどの予算関係で説明あったわけですが、そこについてご意見、ご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。まず教育総務課分です。よろしいでしょうか、そこで何かありましたらお願いいたします。

教育長 よろしいですか。

では、13ページからの学校教育課分に関しまして、何かここでありましたらお願いいたします。

荒明委員 荒明です。16ページの上から5行目になりますが、喜多方フリースクール指導員報償ということで、不登校対応されるというようなことでの予算ということで、大変いいことだなというふうに思っておりますが、活動内容や人数について説明をお願いしたいと思います。

学校教育課長補佐 喜多方フリースクール指導員の関係でございますが、この計上いたしました83万2,000円の内訳でございますが、時間当たり計算してございまして、1日1時間1週間当たり1回の活動を想定してございまして、52週分、1日当たり2名体制で考えておりますので、1,000円掛ける8時間の2名分で16,000円52週で83万2,000円という積算になっております。

教育長 よろしいですか。（「ありがとうございます」の声あり）ほかにありましたらお願いします。よろしいですか。

高橋委員 17ページの上から3枠目の児童遠距離通学費補助金1,000円というのについてちょっと内容を教えていただきたいんですが。お願いします。

学校教育課長補佐 こちらにつきましては、児童の遠距離通学者に対する補助費でございますが、今現在該当者がいらっしゃらない状況でございます。今年度いらっしゃいません。存目計上と申しまして、今後対象の方がいらっしゃれば、補正予算等に対応するために計上でございます。

高橋委員 ちなみに遠距離というのは、どのくらいのところを言うのか教

えていただけますか。

学校教育課長補佐 3キロ以上の小学生が対象になっておりまして、デマンド利用をする子供さんにつきましては、その下にございます補助費、こちらのほうで遠距離通学費ということで補助しております。

教育部参事 補足しますけれども、小学生の通学に対する支援というのが3つございまして、1つはスクールバスの運行によるもの、もう1つが今ありましたデマンド交通でもって通学する子供に対しての支援、もう1つが、デマンドが利用できない部分で、場合によっては保護者が車で送り迎えをしているという子供たちを想定しまして、1キロ当たり幾らという金額で支援する、この3つが遠距離通学に対する支援制度であります。

課長補佐からあったとおり、実績として今年度ございませんでしたので、来年度またなってみないとわかりませんので、予算上1,000円という形で予算を確保させていただいて、さらに、もしこれがふえてきたような場合であれば、補正予算等組むようなことになろうかと思いますが、現時点ではまず出てこないだろうというようなことであります。

教育長 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

それでは、生涯学習課分に移ります。20ページから25ページの内容になります。ここについて何かありましたら、お願いいたします。

遠藤委員 遠藤です。熱塩に住んでいながら大変済みません。22ページの熱塩加納青少年研修センター黒岩学園、これはもとの黒岩分校のことでしょうか。それと、わらび学園、これは大平分校のことでしょうか。

生涯学習課長補佐 まず、黒岩分園につきましては、昔の教員宿舎というふうになります。わらび学園につきましては、大平分校のことです。

教育長 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

では、続いて文化課分で26ページから31ページまでこの範囲で何かありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

高橋委員 予算とはまた違う話になって申しわけないんですが、会津型のことについて別プリントでご説明をいただいたんですが、ぜひここに公民館も連携するというような一文を入れていただきたいと思いました。

以上です。

文化課長補佐 ご意見ありがとうございます。そのような形で2年度につきましては、取り組んでまいりたいと思っております。ありがとう

ございました。

教育長

よろしく申し上げます。なお、この会津型使う喜多方の染型紙については、これからどんどん本当はいろんな意味で活用していったらいいなというふうに思います。非常に人気もあるようですね。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

続いて、では32ページからの中央公民館分について何かございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、この議案第39号については、原案のとおり異議なしということでもよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしということでもありますので、原案のとおり可決いたします。

続いて、議案第40号を取り上げます。令和元年度喜多方市一般会計補正予算（第10号）についてであります。事務局より説明を求めます。

教育総務課長

それでは、議案第40号を説明させていただきますので、34ページをお開き願います。

令和2年3月市議会定例会に提案する令和元年度喜多方市一般会計補正予算（第10号）につきまして、教育に関係する予算として別紙のとおり計上したいとするものでございます。

なお、この3月補正予算につきましては、整理予算になりますので、執行見込額の確定に伴って主に減額するものが中心でございます。その中で増額するものもございますので、その増額する分について各所管から説明させていただきたいと思っております。

まず、教育総務課の補正予算につきまして説明させていただきますので、35ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、教育使用料の中学校使用料は、施設の使用料がありましたので、2万4,000円減です。

教育寄付金の教育振興寄附金につきましては、記載のとおり7件の寄附として9万円の計上でございます。

その下の教育貸付金元利収入の奨学金貸付奨学金につきましても、償還がございました33万円の計上でございます。

合計で収入が14万3,000円の補正でございます。

次に、歳出でございますが、2段目の教育委員会事務局管理経費の需用費の修繕料につきましては、公用車の修繕について不足が見込まれるための経費でございます。

積立金につきましては、歳入で説明させていただきました教育寄附金を教育振興基金に積み立てるための計上でございます。

小学校管理経費につきましては、需用費の光熱水費で電気料に不足が見込まれるための計上、次ページをお開き願います。

役務費の通信運搬費で電話料に今後不足が見込まれるための計上でございます。

次に、中学校管理経費につきましては、共済費の社会保険料及び需用費の光熱水費でそれぞれ今後不足が見込まれるための計上でございます。

次に、一番下の段になりますが、厚生会館管理経費といたしまして、使用料及び賃借料の下水道使用料で今後不足が見込まれるための計上でございます。

合計で4,543万9,000円の計上でございます。

教育総務課は以上でございます。

学校教育課長

それでは、学校教育課分になります。

37ページをお開きください。

歳入につきましては、全て確定見込みによる減額ということになります。教育費国庫補助金、教育費県補助金になります。

歳出をごらんください。これも全て確定見込みによる減額ということで、心身障がい児就学指導経費、それから義務教育運営経費、次のページ行きます、学校保健管理経費、指導推進経費、以下同様でございます。40ページまでごらんいただければと思います。合わせて1,487万1,000円の減額補正ということになります。

以上でございます。

生涯学習課長補佐

生涯学習課分の3月補正ということで、説明させていただきます。

まず41ページ、歳入につきましては、それぞれ教育使用料から雑入まではそれぞれの実績、実績見込みによる減額の補正となっております。合わせまして57万6,000円の減額となります。一部増額もございます。

続きまして、歳出につきましては、生涯学習諸費、生涯学習施設経費、次ページ46ページをお開きいただきたいと思います。青少年健全育成経費、スポーツ振興経費、市町村交流レガッタ、これは予算の内訳の財源の変更等になっております。野球場管理経費、武道館管理経費、こちらも財源の内訳の変更の記載となっております。スポーツ管理経費、43ページの使用料賃借料につきま

しては、熱塩の多目的広場の下水道の使用料の見込みにつきましては、不足が生じるものですので、2,000円の増額になっております。

42ページの市町村シティレガッタ経費及び武道館経費の財源内訳につきましては、こちらにつきましては、一般財源の収入で減額が生じたものですから、一般財源のほうから収益を持ってきて財源の調整をしたため、こういうゼロ表記になっているものです。漕艇場につきましても、収入の減に伴いまして、一般財源をこちらのほうに歳入として見込んだもので、財源の内訳で金額の調整をしたものでございます。

以上説明を終わります。

文化課長補佐

それでは、文化課所管分申し上げます。

44ページお聞きください。

歳入であります。歳入につきましては、いずれも実績見込みによる減額補正の計上であります。

続きまして、歳出を申し上げます。まず市史経費ですが、共済費の社会保険料9,000円の増額ですが、市史等整理嘱託職員の社会保険料雇用保険料に不足が見込まれることから、増額補正となりました。

賃金につきましては、市史等整理嘱託職員の実績見込みによる減額でございます。

文化財保護経費につきましては、それぞれ実績見込みによる減額補正の計上であります。

埋蔵文化財発掘調査経費につきましても、実績見込みによる減額補正でございますが、この中で賃金が500万6,000円ということで大きな減額となっておりますが、ここの中には黒瀬館跡の発掘調査の経費、賃金も含まれてございますが、こちらにつきまして想定よりも出土された遺物が少なかったということで調査の期間も短縮されたことに伴う賃金等の減額ということで、賃金社会保険料について減額となっております。なお、黒瀬分の賃金につきましては、500万6,000円のうちの467万4,000円が黒瀬に相当する賃金分でございます。

次の45ページに移りますが、埋蔵文化財発掘調査受託経費につきましても、実績見込みによる減額でございます。郷土民族館、郷土民俗施設管理経費につきましても、それぞれ実績見込みによる減額補正の計上であります。

以上です。

中央公民館長 私からは、中央公民館分の3月補正について申し上げますので、46ページをごらんください。

まず、歳入をご説明申し上げます。

民生使用料7万円、教育使用料5万9,000円につきましては、それぞれの施設の実績見込みによる増額及び減額でございます。

雑入15万2,000円の減額につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入に移ります。

社会教育推進経費92万2,000円の減額及び公民館運営経費115万3,000円の減額につきましては、実績見込みによる減額でございます。

次ページ47ページの図書館運営経費2万9,000円の増額でございますが、需用費の光熱水費8万8,000円です。これにつきましては公民館図書館電気水道執行見込みによるここ減額とございますが、増額に訂正していただきたいと思っております。不足が見込まれるための増額となっております。

以上で説明を終わります。

教育長 ありがとうございます。それでは、35ページに戻りまして、教育総務課分の補正関係何かありましたら、35、36ページですね、お願いいたします。よろしいですか。

では、37ページから40ページまでの学校教育課分については、何かありましたらお願いいたします。

高橋委員 37ページの歳出の旅費、心身障がい児就学指導経費の旅費が大分余ってしまったようなんですが、計画して行わなかったということになりますか。

学校教育課長 見込みに比べまして、学校の先生がかかわっていたものですから、移動距離が短かったことがありまして、それで大分減額ということになってしまいました。

以上であります。

教育長 よろしいですか。

高橋委員 ありがとうございます。そうすると、その上の賃金についても同じことということでしょうか。

学校教育課長 そういうことでございます。回数が少なかったとかそういうことではございません。

教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

では、生涯学習課分についてお願いします。41ページから43ページの内容になります。よろしいですか。

では、進めます。文化課分で44、45ページ、これについてありましたら、お願いいたします。いいですか。

では、46、47ページの中央公民館分について何かありましたら、お願いいたします。

特になさそうですが、ではこの議案第40号についてご異議等ございませんでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしということですので、議案第40号令和元年度喜多方市一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第41号を取り上げます。喜多方市篤志奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例ですね。事務局より説明を求めます。

教育総務課長

議案第41号について説明をさせていただきます。

48ページをお開きいただきたいと思います。その前に61ページをお開き願いたいと思います。第42号にダブる部分、条項の部分の説明を先にさせていただきますと思います。

今回、42号で奨学金の貸付金の条例の変更につきましても、提案させていただいておりますので、ここから簡単に説明させていただきます。喜多方市奨学資金貸付制度の見直しについて、一番の見直しの理由でございますが、本奨学資金の新規貸与者数は、下記のように一桁台の少ない状況で推移しておりまして、さらに令和2年度の新規申し込みがなかったというような状況でございます。下の表のように27年度から令和元年度まで、4、2、2、4、1と一桁台で令和2年度がゼロというような状況でございます。

このような状況ですが、利用者は減少してきてはおりますが、本市制度の利用者からは他の制度が利用できないため利用したとの意見もございまして、本市制度は日本学生支援機構や福島県の制度の補完的役割を果たしているものと考えられます。なお、日本学生支援機構の制度は学生の2.7人に1人が利用する我が国の基幹的制度となっております。

このような状況から、この補完的役割を果たしながらより利用しやすい制度となるよう見直しを行うものです。

ということで、2番目の見直しの内容でございますが、まず一覧表の前に62ページをお開きいただきたいと思います。表の下に理由ということで、より利用しやすい制度となるよう見直しを行

うために奨学資金の月額及び償還期間については、現行より貸与月額を引き上げ、かつ償還月額が低くなるよう日本学生支援機構、福島県及び県内他市の制度も参考にしながら設定したということで、61ページに戻っていただきまして、見直しの内容で今回見直しをするのが3項目で、貸与を受ける者の資格として市内の居住条件を3年以上から1年以上ということで要件の緩和をすることで、より利用しやすい制度としてございます。奨学資金の月額としては、現行高校が1万5,000円が3万円になり、専門学校が現行2万5,000円を見直して4万円以内、大学、現行3万円を見直して5万円以内ということで、見直しにつきましては金額の以内で5,000円単位で利用者が選択できるというような制度にさせていただきたいと考えています。

償還期間につきましても、奨学資金の月額を引き上げる関係から、先ほど申し上げましたように、償還月額を引き下げるということを想定いたしまして、現行の貸与期間の2倍以内から、見直し後で15年以内というふうに変更させていただきたいと考えています。

その下に償還の例ということで、それぞれ記載させていただいております。

62ページの3番ですが、篤志奨学資金貸付基金の考え方といたしまして、奨学資金の貸与につきましては、この篤志の資金貸付金を原資といたしまして貸付を行っておりますので、今まで説明させていただいたような見直しを行ったといたしましても、まだ基金の余裕幅が大きいことから、篤志奨学資金貸付基金の条例で定める基金の原資額を下記のとおり、現行の1億3,947万4,006円を8,947万円にということで見直しをさせていただき、5,000万4,006円を減額いたしまして、もう一つ教育振興基金というのがございまして、そちらの教育振興基金に同額を積み立てて、教育振興のために有効活用したいというふうを考えてございます。

こちらがございまして、先ほどの48ページにお戻りいただきまして、喜多方市篤志奨学資金貸付基金の条例の一部を改正する条例ということで、令和2年3月市議会定例会に別紙のとおり喜多方市篤志奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例を提案したいということでございます。

提案理由といたしましては、基金の額を改定するため、所要の改正をしようとするものです。

49ページに今ほど申し上げました原資額の減少の部分を提案

させていただきたいというふうに考えてございます。

50ページ、51ページにつきましては、新旧対照表でございます。50ページの第2条の部分が今ほど説明しましたように、右側の現行が基金の原資1億3,947万4,006円にその純益を加えた額とするを、改正後に原資額を8,947万円にというふうに改めさせていただきますという内容でございます。

説明につきましては、以上です。

教育長 それで、今議案第41号について説明がありましたが、委員の皆様よりご質問等ありましたらお願いいたします。

高橋委員 以前も申し上げたかもしれないんですが、喜多方市の奨学金の制度をもっと喜多方の子供たちとか学生さんたちにたくさん使ってもらってということを考えて、例えばですが、大学を卒業後喜多方市に戻って、市民として税金を納める、喜多方市で仕事をするという人については、何か優遇するみたいなそういったことがあるといいなと思うんですが、そういう考えはないでしょうか。

教育総務課長 それについて、喜多方市内に戻ってきて就職するという条件になるのですが、本市に償還支援制度というのが、教育委員会ではなくて商工課のほうでやってございまして、今の現行ですとほぼ貸与月額分については給費制と同じような、全額支援されております。ただ、条件として本市に戻ってきて就職するというそういう条件がございます。

高橋委員 ありがとうございます。それは、喜多方市の奨学金を借りている人にも適用するんですか。

教育総務課長 当然本市の奨学金の部分も該当するものです。あと当然学生支援機構や県の制度でも該当はします。

教育長 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。
特に異議はないということでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長 それでは、特に異議がなしということですので、議案第41号は原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第42号を取り上げます。喜多方市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例についてということで、事務局より説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、議案第42号について説明させていただきますので、53ページをお開き願います。

先ほど事前に説明させていただきましたように奨学金貸付基

金条例につきましても一部を改正したいとするものでございまして、内容につきましては、54ページの新旧対照表、先ほども申し上げました新旧対照表54ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第2条の部分で貸与を受ける者の資格として現行の第2条の第1項1号(1)ですね、市内の区域内に引き続き3年以上住所を有していることを、3年になっていますがこれを1年に変更したいと。この居住要件の緩和をしたいということでございます。第3条で奨学資金の月額を、高校が1万5,000円を3万円、専門学校につきましても2万5,000円が4万円、大学が3万円を5万円ということで、見直し額の改正につきましては、それぞれの金額以内で5,000円単位で利用者が選択できるような制度にするという、こちらにつきましては規則のほうで改正を予定してございます。

56ページをお願いいたします。第11条で奨学資金の償還ということで、先ほど説明しましたが、現行の貸与の期間の2倍を15年以内に改正させていただきたいとするものでございます。

改正内容は以上でございまして、53ページにお戻り願います。附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものといたします。

2項といたしまして、改正後の第3条及び第11条、今回の改正する内容の規定につきましては、この条例の施行の日以後新たに奨学金の貸与を受ける者について適用し、同日内において改正前の喜多方市奨学資金貸与条例の規定に基づき奨学資金の貸与を受ける者については、従前の規定を適用させるというような内容です。あくまでもこの条例施行後に新たに新貸与者にこの規定を適用するというような内容の規定でございます。

説明は以上でございます。

教育長

今説明ありました。ここについてご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

高橋委員

54ページの改正後の、両方同じなんですけれども、第2条の4つの条件があるんですが、これは全て満たさなくてはいけないということでしょうか。

教育総務課長

こちら全てを満たす必要がございまして。

高橋委員

この(3)の経済的理由によるということが判断がとても難しいと思うんですけれども、経済的理由ではなくても何かもっと

進学への意欲が高いとか、目標を持って何か進路を決めるために進学したいと思っているとか何か、そういった方、それから、先ほどの喜多方市に戻ってくるという話もありましたけれども、将来地域のために貢献したいと思っているとか、人材として何か後押しをしたいというような部分もあってもいいのではと思うんですが、いかがでしょうか。

教育長

特に（３）にかかわってですが。

教育総務課長

奨学資金貸与条例につきましては、今後もさらに検討をする必要があるというふうに考えております。所得基準につきましては、内規というか細部規則のほうで詳細には決めておりまして、選考の際にはより判断がつけやすいような内規のほうはつくってございます。ということで、喜多方市は経済的理由による第１条で貸与の目的というものを記載させていただいておりますけれども、こういった目的を持ってこの条例で貸し付けを行っておりますので、また先ほど言いましたように経済的理由というのが判断が難しいということで、これにつきましては内規のほうで詳細な規定をして判断ができるようなものを策定してございます。

教育長

所得証明とか求めるんでしたよね、審査のとき。その辺でのいろいろな判断とかあるんだよね。そのようなことなんですが、よろしいですか。（「はい」という声あり）

ほかにございますでしょうか。

それでは、議案第42号については、特に異議はないということではよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしと認めますので、議案第42号は原案のとおり承認されました。

それでは、議案第43号から議案第57号まで一括審議といたしますので、先ほど説明あった内容を受けて、ご質問、ご意見等あればお願いしたいと思います。別冊による説明があった中身です。特に区切りませんが、どこからでもよろしいですか。

高橋委員

先ほどご説明いただいた営利目的というところなんですが、いろいろな方が使うことを考えると、例えば入場料、喜多方プラザなどは入場料をとる場合は、何パーセントという決まりがあったと思うんですが、文化的な活動とか地域の人たちにそういった文化や芸術を広めたいといったそういった意味合いで使う場合も、例えば入場料をとる場合では、もう営利目的だからだめと、そう

いうふうにとくくりに決めてしまうのは、やはりちょっとどうかと私は思いました。

その辺はやはり館長が決定するか、教育長が決めるか、貸すか貸さないかですね、入場料例えたと、営利が目的であるとしても貸すことができるというようなそういった部分も少し残してほしいなとさっき感じたんですがどうでしょうか。

教育長

公民館だけではないでしょう、今言っているのは、もうほかの施設等も含めてという感じ、部長のほうからでいいかな。

教育部長

営利目的であっても今度は逆に貸してもいいんじゃないかというような場合もあるかなということで、使用の形態というのは全てを想定できないと思います。いろんなパターンがあると思います。なので、それぞれの施設について基本的には市民優先ということになります。あと公民館については原則貸さないという話になるとは思いますけれども、実際の運用の部分については、今想定できる範囲内の各施設の管理者とか館長さんたち、管理される方々が判断しやすいような基準をつくって周知を図っていきたいと思います。

ただ、そこも本当にいろんな場合が想定されるでしょうし、今の段階では想定できないような使い方をされる方もいらっしゃるかもしれないです。現段階でできるのは、今想定できる部分の運用の方法を周知をして、それに基づいてやっていただく、もしその運用の基準に当てはまらないような新たな部分が、こういうことで使いたいと判断に迷う場合については、それぞれの事務局とか所管課のほうに、教育委員会のほうに問い合わせいただくということでの判断をするというような運用をすれば、比較的スムーズに行くのかなというふうに考えておりますし、そういうふうにしたいと思います。

教育長

よろしいですか。今あったように、基本は市民優先であるということ、それから公民館は原則として営利目的では使用しないということがありますが、やっぱり今部長あったように例外的とかこれからどんなあれが来るかわからないので、そういうことも想定したときにはその都度相談しながら、判断していくという形になっていくと思います。これ教育部だけの話でもないような、ほかの施設ともかかわる部分もありますので。ほかに。

荒明委員

68ページの議案第45号の裏についているものですね。68ページの備考のところについてちょっとお聞きしたいんですが、利用時間が1時間に満たないとき、これは1時間として計算するという

のはわかります。または利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算するというこのことについてちょっと質問なんですが、利用時間に1時間未満の端数があるというのは、例えば1時間プラス30分くらい過ぎた、超えた場合も1時間ということなんでしょうか。

教育総務課長 委員のおっしゃるとおり1時間に満たないものは1時間として計算する、例えば1時間30分の場合は2時間になる、1時間プラス30分は1時間として計算しますので2時間という計算になります。

教育長 よろしいですか。(「わかりました」という声あり)
ほかにございますでしょうか。たくさんあったらあれですけども、よろしいですか。

遠藤委員 遠藤です。小中学校の体育館の使用料のところ、面積に応じては料金徴収しないのか伺います。

教育総務課長 小中学校につきましては、市内小中学校24校ございまして、それを統一するという形で、ここだけが面積だけではなく小中学校それぞれの体育館、屋外運動場それぞれ各学校一律利用するのに、1時間当たり体育館が270円、屋外運動場が550円ということで、こちらは小中学校でばらつきがないように統一させていただいております。

教育長 よろしいですか。若干面積が異なる部分あるんですけども、小学校、中学校で統一したということですが。

では、ほかにございませんでしょうか。

高橋委員 この施設を利用するときの社会教育認定団体やその他の減免措置のある方たちについての質問なんですが、減免については今までどおりの何か、減免措置についても何かばらつきがあったと思うんですけども、その辺も見直していくということでしょうか。

生涯学習課長 社会教育関係団体の施設の利用につきましては、公民館施設等無料で使用できるようになってございます。また、スポーツ施設につきましても、ばらつきがございました。そして、押切川公園関係、都市公園条例関係の使用料とそうでない体育施設関係の使用料につきましても、減免に差異がございました。今回この使用料条例の改正とあわせまして、統一した考えで減免をしていきたいと、また社会教育関係団体につきましても引き続き減免対象にしていきたいというふうに考えてございます。

教育長 減免についてですが、よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。特に異議がないということでもよろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、議案第43号から57号まで、これについては特に異議がないということなので、それぞれの議案について可決することといたします。

続いて、議案第58号ですか、これを取り上げます。喜多方市熱塩加納青少年研修センター条例を廃止する条例についてということで、事務局より説明を。

生涯学習課長

106ページをお願いいたします。

議案第58号喜多方市熱塩加納青少年研修センター条例を廃止する条例でございます。

令和2年3月市議会定例会に別紙のとおり喜多方市熱塩加納青少年研修センター条例を廃止する条例を提案したいとしますのでございます。

この条例に規定されている施設、2施設でございます。熱塩加納の大平のわらび学園と黒岩行政区の黒岩分園、記載ございませんがこの2つの施設が該当してございますが、2つの施設とも利用実績がない状況でございますので、今回条例を廃止し、取り壊しに向けた対応をしていきたいとするものでございます。なお、大平行政区の区長さん、黒岩行政区の区長さんからは取り壊しの了承について承諾をいただいている状況でございます。

以上です。

教育長

では、今説明ありましたが、議案第58号について何かご意見、ご質問あったらお願いいたします。よろしいですか。なお、区長さんからも承諾を得ているということでもありますので、よろしくお願いします。

高橋委員

黒岩の施設というのは、青砥さんたちが入っている分校ですか。

生涯学習課長

そうではなくて、黒岩分園につきましては、黒岩行政区の方々の集会所として使われていたことがございました。去年、おととしくらいまで、あと黒岩行政区の方々が高齢になってこの施設の維持管理ができないのでということで、返還がございました。ご指摘の方が利用している施設ではございません。

教育長

よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

では、特にご異議等ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長 では、異議なしということですので、議案第58号については原案のとおり可決することといたします。

 続いて、議案第59号を取り上げます。喜多方市指定文化財の指定についてということで、事務局より説明をお願いします。

文化課長補佐 それでは、108ページをお開きください。

 議案第59号喜多方市指定文化財の指定についてご説明いたします。こちらにつきましては、11月の教育委員会定例会におきまして諮問について可決をいただきましたことから、令和元年12月20日の喜多方市文化財保護審議会へ諮問し、令和2年1月30日付で答申があったことから、喜多方市指定文化財に指定したいとするものであります。

 指定したいとする文化財につきましては、(1)天然記念物といたしましてギフチョウ(2)同じくキマダラルリツバメでございます。なお、後ろのページに1月30日付の答申、別紙3と右上に書かれた3枚刷り、こちらのほうが指定の事由書になります。

 説明については以上です。

教育長 ただいま事務局より指定文化財の指定についてということで説明ありました。ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。よろしいですか。これ109ページにあるように、確認ですけれども種の指定ですよね、区域じゃないですもんね。よろしいですか。

 <異議なしの声あり>

教育長 それでは、特に異議がないということですので、議案の第59号は原案のとおり可決することといたします。

 以上で審議事項のほうは終えたいと思います。

 続いて、7番の協議事項に入ります。3点ありますが、内容に入る前に事務局より加除訂正等ありましたら、お願いいたします。

教育総務課長 先ほど申し上げましたように、本日の配付となりまして大変申しわけございませんでした。

 加除訂正等はありません。

教育長 それでは、協議事項の10に入ります。学校給食における地場産農産物の利活用推進に関する検討状況についてということで説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、協議事項10別冊資料をお開きください。

 この資料につきましては、1月の定例会でこのページで言いますと14ページのところまでお配りしていると思いますが、改めてご説明申し上げます。

1 ページ、これまでの利活用推進に関する検討になりますが、趣旨は学校給食における本市農産物、以下地場農産物と言います、の本市全体での利活用推進を図るため、生産や献立立案、調達等において調理場ごとに実態と課題を整理し、地場農産物の利活用をより一層高めるための対応策を検討するというので、検討は30年度からこのような流れで進めております。

次のページごらんください。

地場農産物の利用割合、平成30年度になりますが、品目数を基にした地場農産物の利用割合につきましてはグラフで見ていただくと少しずつ伸びてきている、これは福島県農産物の利用状況になります。

次のページで、本市産の地場農産物の品目数の利用割合になりますが、これも若干増加傾向にあるということが言えると思います。

4 ページに行きまして、本市産地場農産物の年間の品目数の利用割合ということで、それぞれ調理場ごとになりますが、このような結果になり、グラフで見ていただくと一番見やすいかと思いますが、熱塩加納が大変高くて、自然体としては約7割ということになっております。

5 ページ行きまして、重量を基にしたと年間の利用割合になりますが、このような結果になっております。

6 ページ、7 ページ、それから8 ページにかけては、調理場ごとの重量を基にした月別の利用割合になります。

9 ページごらんください。金額を基にしたということで、地場農産物の利用割合はこのような結果で、市全体としては24.8パーセントになります。それから、その下になりますが、4 地場農産物の利用・生産等に関する実態としまして、地区ごとの生産者団体と会員数、このような数字になっております。

次のページが農産物の生産面積、地区ごとの生産面積と児童生徒1人当たりの生産面積を表にあらわしたものになります。

11ページはグラフ7をごらんください。学校給食用使用品目購入年間の重量になります。キャベツ、タマネギ、ジャガイモ、ニンジン、大根、このような順になっておりまして、黒いのが市産の割合になっております。

その下の表3ごらんください。各地区における農薬や肥料の利用についての基準、どこもできるだけ有機肥料中心に化学肥料はできるだけ使わない、できるだけ少なくというようなことでやっ

ております。

12ページ、調達の実態、表4ごらんください。各調理場の発注における優先順位ということで、基本は生産者の会を順に、それで足りない場合はJA、それから地元業者の順になっております。その下は、納品の順を図に示したものになります。

14ページごらんください。これらが現在の実態ということで、この実態を踏まえて利用割合の向上に向けて、課題どのようなものが挙げられるかということ、3つ、5番ごらんください。利用する品目数はどのような方法でふやすことができるか、2つ目はどのような方法で生産量、または供給量をふやすことができるか及び季節により生産量のばらつきの解消、それから3つ目は各調理場における利用割合の差の解消ができるかということ、その検討をずっとしております。大変申しわけないですが、きょうはその検討結果ということでご説明したかったところではあります。検討の調査がまだまだ十分じゃないところもありますので、15ページ以降にまとめました6の課題への対応策の検討の状況について、今後の可能性ということ現在考えられることなどをまとめてあります。

1つ目の課題、利用する品目数、これをふやす可能性につきましては、大きく3つ、学校給食使用品目の現状、このようなものがあります。91品目30年度は使ったんですが、63品目が市内産だったということです。残りの28品目の市内生産の可能性につきましては、生産者の会に聞いたりしているところですが、普及所のほうにも今調査を依頼しているところで、なかなか時間はちょっとかかっているというところではあります。

それから、28品目中市内生産可能な品目の生産状況と学校給食への供給の可能性については、まず生産者の会、生産状況については28品目のうち、今一部生産者の会で一部つくっているのがこれらの8品目、供給の8品目を給食に供給できるかということなんです。生産量が少なくて主に自家消費用として生産しているだけで、依頼されても採算性が低く手間もかかるから、出荷するには至っておりません。今後ともということとなりますと、今のところその可能性は低い状況であります。生産者の会以外、生産状況についてはこれらの7品目あります。供給の可能性としては同様に自家消費量、余った分を直売所に出荷しているような状況ということで、学校給食用としても使用頻度は低いので、大きな収益は見込めないことなどから、なかなかふやしてもらおうというの

は難しい状況であります。

それから、2つ目としまして生産量、供給量をふやす可能性としまして、生産者の会会員をふやし、作付面積をふやすこと、また生産者の会以外からの学校給食の供給をふやすことにより、必要な品目の生産量、供給量をふやす方法として考えられる。生産者の会につきましては、会員をふやすこと、これはずっと呼びかけているところではあるんですが、なかなかふえていない状況です。食材がどのような手順で給食に供給されているのか、PR資料などを作成したり、それから学校給食の魅力とか生産者同士で勉強会や技術支援を行いながら、経験の浅い生産者の技術を向上させていくような組織であることを広く周知することで、会員増が期待できるのではないかと考えています。

それから、会員の作付面積については、若干今余裕というか、つくれる土地はあるんですが、高齢化が進んでいたり、それからなかなかそこまで手が回らない、余力がない、手間がかかってしまうということで難しいという声を聞いております。

次のページになります。生産者の会以外、これはJAと連携してですが、生産者の会以外にも学校給食への供給を依頼していきたいと考えています。また、一般の市場に出荷している地域振興作物、これはアスパラガス、キュウリ、トマト、ミニトマト、野菜ではこの4つあるんですが、この一部を学校給食に供給できる可能性もあるので、学校給食供給のメリットなども周知しながら、供給者がふえるようなことが考えられると思います。

その他としまして、年間の利用割合が高く、市内での生産量も多いジャガイモ、タマネギ、ニンジンの3品目に絞れば、生産者の負担が比較的少なく、生産者の会以外にも直売所の会員や主に自家消費用に生産している方々からの供給を依頼することで、供給量がふえる可能性が高まると考えます。これは、実際生産者の会の方々からの意見で、この3つならば何とかなんていう話も聞いております。

それから、(3)ですが、季節による生産量のばらつきの解消の可能性、先ほどのグラフで見ていただくとわかりますが、4月から6月、8月、それから1月から3月は40パーセント下回っているということになります。この時期は端境期に当たるため、どうしても生産量が落ち込んでしまいます。そのために、季節により生産量のばらつきの要因と生産の可能性としまして、端境期において生産されている地場農産物に多い順に、コマツナ、ホウレ

ンソウ、オータムポエム、長ネギ等があります。これはビニールハウスでの栽培によるものなのですが、このビニールハウスを使っての生産されている方はごく一部に限られております。冬期間の露地栽培での野菜づくりは困難でありまして、4月から6月にかけては多くの野菜の成長時期であり、供給はなかなか困難である状況。しかし、ニンジン本来晩秋が収穫期であるのですが、夏からの収穫も可能であり、8月の供給も可能と考えられます。

2つ目、②ですが、収穫期間延長の可能性と、多くの同じ品目の農作物は収穫時期が重なりますが、同品目の農作物でも異なる品種により、例えば同じジャガイモでも男爵とか秋何とかとか、そういうもので品種によって会員間で調整しながら栽培時期を1カ月程度ずらすことで、収穫期間の延長による利用割合の低い時期の増産を図り、年間を通して安定した生産供給の可能性が高まることが考えられます。なお、ニンジン以外ではタマネギ、先ほどの3品目の残り2つですが、タマネギは春と秋の年2回、ジャガイモは夏に収穫されるため、各収穫期でそのような取り組みが考えられます。

③ビニールハウス活用の可能性ですが、これは先ほど申しましたように非常に少ない状況であります。また、品質を確保するためには温度管理とか水の管理等の経費がかかるため、その手間をかけての生産が現状では困難であると言えます。

④ですが、生産物の長期保存の可能性、先ほどの3品目は、収穫後も比較的長期保存できる、長期保存が可能ですが、予冷庫が活用できれば年間を通して安定した供給が可能となります。以前喜多方駅前にJAの予冷庫を活用していましたが、それが故障によって今は使用できない状態になっております。現在、熊倉地区に予冷庫があるのですが、容量が大き過ぎて電気代もかかってしまったり、生産者によっては熊倉地区ですと、遠くなってしまうということで、予冷庫まで持っていくまでに時間も手間もかかってしまう。また、逆に熊倉から調理場に持っていく場合、JAが持っていくことになるのですが、これも調理場によっては大分距離になってしまうということで、今利用されておられません。山都地区にある雪室も同様に距離的な問題、生産者あるいは調理場によって遠距離となってしまうため、活用はしていない状況です。

(4)としまして、各調理場における利用割合の差の解消の可能性ですが、30年度は熱塩加納が最も高く、次いで塩川小、駒形小の順になっています。低い順では山都、喜多方、高郷、それか

ら塩川中が市全体の平均を下回っておりました。低い理由としては、山都では栄養士と生産者の会の間での連絡調整が30年度は十分ではなかったということが1つ考えられます。喜多方では発注量が多いため、生産者の会の供給量が不足気味だったことが挙げられます。それから、高郷と塩川中は天候不良により納品できないことが重なってしまったということで、そういう要因があります。

現在は、山都では生産者の会と出荷状況を確認しながら発注をしている状況であります。喜多方は地場農産物の供給が上がれば解消されると考えられます。また、高郷、塩川中においての天候不順による納品のキャンセルは、どの施設においても起こりうる状態、市内産が供給できない場合は、県内産を優先させるような供給体制について、今もそのような体制をつくってはいるんですが、JAとの連携をさらに強化していく必要があると考えております。ということで、調査が十分でないところもありまして、今の段階で考えられる可能性ということでまとめたものになります。

以上です。

教育長

ただいま説明ありましたが、このことに関しまして何かご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

荒明委員

解釈の仕方を教えていただきたいんですが、まず3ページのデータですが、学校給食における福島県産農産物の活用状況を見ますと、駒形小学校が大分年々と活用状況が下がっているのかなというように思います。②の下の方にも書いてあるんですが、駒形小は年度により増減はあるものの、28年度と比べ約10パーセント減少しているということで、何か低いなというふうに見ていたんですけども、5ページの余り重量は参考になるのかどうか私はわかりませんが、例えば野菜によって重いものとか軽いものとかありますので、これはちょっとどうなのかなと思いましたが、重量を基にした年間の利用割合を見ますと、グラフ4のデータとか見ますと、駒形小さんは61.5パーセントということで、結構重いんだなと思ったり、それから9ページのほうが特に気になったところなんです。9ページのほうは、グラフ6のほうは金額を基にした地場農産物の利用割合ということで、駒形小さん43.3パーセント、これは全体の金額の中で地場農産物にそれだけお金を費やしているということですよ。だから、福島県産の農産物の活用状況は余りよくないにもかかわらず、金額を基にした利用割合

を見ると、高いんじゃないかなというふうに思っただけ何か矛盾するところはないのかなとか、この辺の解釈どういうふうに見たらいいのかなと思ったもので、教えてください。

学校教育課長

何を基準にして見るかということで、いろんな見方があるということでそれぞれの資料を上げました。品目数であったりとか、重さ、それから金額、そうしますと基準によってはこのような増減というか、多かったり、低かったりというのが見られると思いますが、本市としては重量をベースに、市内産の利用割合を高めていくということで、これからそれを検討していきたいと考えております。見方によってちょっと増減があるということになります。

教育長

荒明委員が指摘した3ページ、福島県産農産物の活用、その次のページからは、本市産になっている。この違いは。

学校教育課長

毎年県の調査が6月と11月とでありまして、この調査は福島県産になります。グラフ1によると、駒形は少し低いなというところではありますが、調理場によって違いというのは確かに見られると思います。

荒明委員

グラフ1のデータは確かに福島県産の農産物と書いてあるんですが、下の②のほうは本市産地場農産物の品目数の利用割合と書いてありますよね、その4行目のところにも駒形小は年度により増減はあるものということで減少しているというふうに書かれてあるので、福島県産にかかわらず本市の農産物に関しても駒形さんはなぜか減っているんだなとそう思いながら後ろの資料を見たものですから、しかも重量は私は重きを置いていませんが、9ページの金額を基にした地場農産物の利用割合が駒形さんは高いんじゃないのかなと私思ったので、何か本市の農産物利用しているのが減少しているとは言いながらも、こっちは金額的には高いんじゃないかというふうに思ったり。

教育長

利用率は低いんだけど、重量と金額は高いんだ、そういうところがあるんだ。

学校教育課長

その細かなところの分析は、できていなかったんですが、確かに見方はいろいろな目で多面的に見たいということで、重量、金額、品目ベースということで見ております。何で品目少ないのに、金額は高いのかということまではちょっと分析できてなくて、申しわけございません。

教育部長

学校給食費に地元産を利用しているときに、何を尺度として利用割合が高いとか低いとか見るかというのは、非常に今ごろに

なったように難しいんですね。尺度を変えると低かったり、別に見ると高かったりするのです。今までは、2ページ、3ページにかけてあるように、福島県全体で統一した調査が6月と11月にあります。これは、年間じゃなくて、6月と11月の多分1週間か2週間ぐらい、その期間だけをピックアップしてそのときに学校給食で例えば100品目使ったうちに、地場、県の調査は県内産はどのぐらい使ったか、何品目使ったかの割合なんです。6月と11月で2回そういう調査をして平均にするみたいな形を出している、これがほかの市町村との比較使っているデータなんですね。でも、それでいいんだろうかという疑問があつていろいろ重量ベースならどうかとか、金額ならどうだとかと調査してみたら、見方、尺度によって全然捉え方が違うので、今後考えなきゃいけないのは、県の統一したそういう統計は統計として、喜多方市としての尺度でこれから見ていったらいいかなと、それも含めて検討しなきゃいけないと思っております。

確かにおっしゃるとおりで、本当にどれを見たらいいんだろう、正しいんだろうというのがあるので、そこも検討していきたいと思えます。

教育長

よろしいですか。ほかにございますかというよりも、12時を過ぎてしまいました。いいですか。

高橋委員

14ページの課題への対応策の検討なんですが、生産量、供給量をふやすといろいろあるんですが、やはり生産者をふやす、作付面積をふやすということが大きいと思うんですが、今これを申し上げてもちょっと困るかもしれないんですが、例えば農業高校と連携をして、今までやったことのない人でもハウス栽培のノウハウを学ぶとか、農業高校が研究課題にするとか、農産物が少なくなる時期に年間を通じた一定の供給量をどう確保するかのような研究のような形で連携をするという方法もあったなと今さらながら思うんですが、もう遅いんでしょうかね。今後こういうことは考えられないんでしょうか。

あとはやはり、ハードルが高くて、学校給食に納入するにはそれなりの基準を満たしたものでなければいけないというのはどうしても生産者の会がなかなかふえなかったのかもしれないんですが、その辺も生産者の会として自分でジャガイモやナスなんかたくさんつくっている人が地域にたくさんいらっしゃるわけなので、そういった方の少しずつの農産物も学校給食として取り入れられるように、地域でコーディネーターのような人がいれ

ば、どこのうちでサトイモができるとか、そういった情報なんかもやりとりしながらというふうになると、ちょっと生涯学習っぽくなってくるんですが、そういった意味合いでも少し参加しやすい形をつくれるのではないかなと思いました。

以上です。

教育長
学校教育課長

ありますか、何か。

貴重なご意見ありがとうございます。農業高校ということもこの後どうなるかわかりませんが、そういうのも参考にさせていただきたいと思います。地域コーディネーター的なもの、今JAがそういうので役割なんかを担っていただいているところもあります。先ほども申しましたが、連携ということでさらにもっとあり方考えていきたいと思っています。

あと、規格についてはこれもずっと厳しいというイメージがあって、それも説明はしてきて、もちろん基準はあるんですが、場合によってはこのぐらいだったら使えるというふうには言っているそうなんですが、生産者のほうでやっぱりこれは出せないとか、そういう自己判断というか、自己の厳しい基準もお持ち、プライドというかあるようなので、そこがなかなか供給まで至っていないような状況もあるようです。ありがとうございます。

教育総務課長

12時を過ぎましたので、協議事項11、12につきましては、また次回以降の説明をさせていただきたいと思います。また、その他につきましても、東京2020オリンピック関係だけは本日説明させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

教育長

では、協議事項のほうは次回のほうに移しますが、オリンピック関係については今の時間で生涯学習課長のほうから願ひします。

生涯学習課長

それでは、112ページをお願いいたします。

東京2020オリンピック観戦チケットの提供についてでございます。このチケットにつきましては、先に市が購入するというところでご報告を申し上げていたところでございますが、この購入したチケットにつきまして、下記のとおり市民に対し有償で提供したいとするものでございます。

まず、提供するチケットでございますが、観戦用としてのチケットにつきましては、記載の3競技、日時、会場、席、数量につきましても記載のとおりでございます。また、ホストタウンといたしまして、米国チームを応援するためのチケットといたしまして、ボート競技、このボート競技の日時、会場、席、数量は記載

のとおりでございます。この競技につきましては、ホストタウンとして米国チームを応援することとして競技会場までの交通手段を市が経費を負担して確保したいとするものでございまして、当初予算でバスの借り上げ経費を計上しているところでございます。

2の提供の方法でございますが、提供するチケットは単独チケットに1枚のチケットとペアチケット、2枚で一組のチケットに区分をいたしまして、それぞれ希望する市民からの申し込みを受け付けを行いたいとするものです。単独チケットは高校生以上野方が観戦するチケット、ペアチケットは中学生以下の方や、障害などがあって介助を必要とする方が保護者、または介助者と2人で観戦できるチケットでございます。枚数、提供価格については記載のとおりでございますが、一番下の米印、提供価格は市が購入した価格と同額で提供したいとするものでございます。

次ページをお願いいたします。

3の申し込み方法でございますが、所定の申込書によりまして、次の区分で申し込みを行うものとします。なお、複数の競技への申し込みを可能といたしまして、1つの競技につき1件の申し込みといたします。なお、ソフトボールは2日間ありますので、両日申し込みできることとします。

まず、高校生以上の方につきましては、単独チケット1枚での申し込みといたします。高校生本人の場合には、保護者の同意が必要でございます。次に、中学生以下の方ですが、保護者が申し込みを行うこととします。保護者等の随行者成人1名とのペアチケット2枚一組での申し込みといたします。ただし、随行者成人は、同じ協議の中でほかの中学生以下の随行者になることができないことといたします。

3の介助が必要な方でございますが、これも保護者または介助者1名とのペアチケットでの申し込みといたします。中学生同様に保護者または介助者の方は同じ競技の中で他の介助が必要な方の随行者になることができないものとします。申込の手段、申込先、申込期間につきましては、記載のとおりでございます。

4の提供する市民の決定方法でございますが、申込枚数が提供枚数を超えた場合は、抽選により決定をいたします。抽選の結果は5月15日に郵送で通知をいたします。申込枚数が提供枚数に満たなかった場合には、6月5日から19日にかけて追加募集を行い、決定をいたします。なお、追加募集により申込枚数が提供枚

数を超えた場合には同じく抽選により決定をいたします。

(3) のチケットの引き渡し前に辞退の申し出があった場合、またはチケットの引き渡し期間中に引き渡しを受けなかった場合には辞退したものとみなしまして、そのチケット枚数分を当該競技の抽選から外れた希望者の中から再抽選を行って決定をいたします。チケットの引き渡しですが、引き渡し期間は6月29日から7月7日までの土日を除く日で、時間は8時30分から午後6時30分まで、場所は生涯学習課の窓口でチケットの代金と引きかえで行いたいと考えてございます。

以上報告いたします。

教育長

よろしいでしょうか。

以上ですので、よろしく願いいたします。

他の案件については次回ということでもいいですね。あと聖火リレーについてもお願いします。

生涯学習課長

それでは、114ページをお願いいたします。

東京2020オリンピック聖火リレーにおける本市の取り組みでございます。本市における聖火リレーの概要と盛り上げる取り組みについてご報告を申し上げます。

まず、1の聖火リレーの概要でございますが、日時は3月27日金曜日、17時03分出発、17時33分ゴールで進められます。ルート of the概要ですが、延長2.35キロメートル、聖火リレーのルート、通行どめの区間、駐車場の候補地は別紙のA4横長のカラーでルートを示した資料をごらんいただきたいと思います。

赤い線が聖火リレーのルートでございますが、水色の線が通行どめの区間、予定区間となっておりますが、この中で大東銀行からから道光保育所までの区間水色で染まっているかと思えます。けさの県の確認で、この区間は通行どめは行わない予定だという情報入りました。繰り返します、大東銀行から道光保育所までの水色の線につきましては、バツをつけていただきたいと思います、そのような情報入りました。これがルートや通行どめ、区間駐車場の候補地でございます。

資料にお戻りいただきたいと思います。なお、記載はございませんが、本市を走る聖火ランナーの人数でございますが、12人の予定でございます。

次に、(3)の聖火リレーの隊列でございますが、これは別紙2のとおりでございます。A4版縦長の別紙をごらんいただきたいと思います。ブロック1からブロック3までに分かれて隊列が

組まれてございまして、聖火ランナーはブロック3の中ほどで走るようになります。資料にお戻りをいただきたいと思えます。なお、ブロック1ブロック3までの出発の予定時間につきましては、記載のとおりでございます。

次に、(4)のサポートランナーについてでございますが、人数等につきましては、小学校1年生から小学校5年生までの児童20名でございまして、連携する市町村の人数は記載のとおりでございます。なお、サポートランナーの氏名等でございますが、国の組織委員会のほうから3月上旬から中旬に発表予定ということでございます。

次に、走行場所でございますが、喜多方プラザ文化センターの敷地内で最終聖火リレーランナーの後方を走行することとなります。

2の聖火リレーを盛り上げる取り組みでございますが、スタート地点での盛り上げは、喜多方市内の子ども祭りばやし太鼓の披露や、本市と連携町村の観光PRマスコットキャラクター等での聖火の出迎えを想定してございます。ゴール地点での盛り上げですが、郷土芸能の披露、県立喜多方高校、桐桜高校、東高校の吹奏楽部による合同演奏、またサポートランナーの紹介やインタビューなどで盛り上げたいと考えてございます。沿道での盛り上げは応援者への小旗の配布や、横断幕の掲示で聖火ランナーを応援したいと考えております。

これらの周知方法ですが、本庁舎の正面玄関入り口に聖火リレーのカウントダウンパネル、既に設置してございます。また、本庁舎各総合支所、スポーツ施設等への懸垂幕、のぼり旗、ポスターの掲示、順次進めてまいります。また、今後も引き続いて広報や全戸配布のチラシなどで周知を図っていく予定でございます。

以上報告申し上げます。

教育長

ありがとうございました。今オリンピック関係について2点ありましたが、よろしいですか。

では、日程だけお願いします。

教育総務課長

それでは、116ページお開き願います。今回追加になっている部分を申し上げます。3月30日月曜日ですが、16時半から臨時議会を予定してございます。なお、こちらについては午後3時から当日教職員の離任式でございますので、3時から終わり次第お集まりいただきまして、臨時会を開催させていただきたいとおもいますので、よろしくお願いたします。

今後の日程につきましては、中学校の卒業式が3月13日予定してございます。小学校の卒業式が3月23日月曜日、午前9時半から、先ほど申し上げました教職員の離任式が3月30日月曜日午後3時からとなりますのでよろしくお願いいたします。

教育長

では、以上のような日程でお願いいたします。

時間かなり過ぎてしまいましたので、以下の議案については次回ということよろしいですか、申しわけありませんがそのような形でお願いいたします。

それでは、これをもちまして令和2年の2月教育委員会の定例会を閉じたいと思います。終了時刻は午後ですが、12時19分ということをお願いいたします。

お疲れさまでした。

閉会（午後0時19分）

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

二 番 委 員

三 番 委 員

四 番 委 員

教育総務課長補佐